

木津川市請負工事監督基準

(目的)

第1条 この基準は、木津川市の所掌する建設工事の請負契約に係る監督の職務について、別に定めるもののほか、必要な事項をこの基準で定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 契約図書 契約書及び設計図書（仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書（入札閲覧設計図書に関する質疑書の回答と同じ。））をいう。
- (2) 監督 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (3) 監督職員 木津川市契約事務規則（平成19年木津川市規則第44号）第38条に規定する監督職員をいう。
- (4) 工事主管課長等 工事主管課長及び所管部長をいう。
- (5) 監督の方法 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、把握、立会い、調整）を総称していう。
 - ア 指示 監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - イ 承諾 契約図書で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
 - ウ 協議 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 - エ 通知 監督職員と受注者の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
 - オ 受理 契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - カ 確認 契約図書に示された事項について、監督職員が臨場又は受注者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
 - キ 把握 監督職員が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により

施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

ク 立会い 契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

ケ 調整 監督職員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者に対し指示すること又は必要な措置を行うことをいう。

(6) 監督職員による検査 契約図書に規定された工事の施工の各段階等において、受注者が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者から提出された資料に基づき、監督職員が契約図書との適否を判断することをいう。

(7) 検査職員による検査 契約書の規定に基づく工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために、木津川市契約事務規則第40条に規定する検査職員が行う検査をいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員は、別表に定める項目について監督を実施するものとする。

2 監督職員は、別に定める業種別の「施工プロセス」のチェックシートに監督の実施状況を記録するものとする。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

項 目	業 務 内 容	関連図書 及び条項
<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内 容の把握</p> <p>(2) 工事实績情報 の登録</p> <p>(3) 関係官庁への 届出手続等</p> <p>(4) 実施工程表の 受理</p> <p>(5) 施工計画書の 受理</p> <p>(6) 詳細図書の承諾</p>	<p>契約図書及び以下の項目について把握する。</p> <p>ア 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置</p> <p>イ 施工体制台帳及び施工体系図の整備</p> <p>ウ その他契約の履行上必要な事項</p> <p>受注者が行う工事实績情報の登録について、事前に登録内容を確認する。 受注者から登録されたことを証明する資料を受理する。</p> <p>受注者が行う工事の施工に必要な官公署その他の関係機関への届出手続きについて、事前に届出内容を確認する。</p> <p>受注者が作成した実施工程表により、施工の順序及び工期全体を把握し、これを承諾する。 実施工程表の補足として、必要に応じ、週間、月間工程表、工種別工程表等の作成を指示する。</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>工事の施工に先立ち受注者が作成した詳細図書（施工図、原寸図等）を承諾する。</p>	<p>共仕 1-1-1-10</p> <p>共仕 1-1-1-13 標仕 1.1.5</p> <p>共仕 1-1-1-5 標仕 1.1.4</p> <p>標仕 1.1.3</p> <p>標仕 1.2.1</p> <p>共仕 1-1-1-4 標仕 1.2.2</p> <p>標仕 1.2.3</p>

(7) 施工体制の把握	現場における施工体制の把握を行う。	適化法第 15 条
(8) 施工管理技術者	施工管理技術者に関する資格又は能力を証明する資料を受理する。	標仕 1.3.2
(9) 電気保安技術者	当該工事における電気工作物の工事を行うに当たり必要な電気保安技術者の資格又は知識及び経験を証明する資料を受理し、承諾する。	標仕 1.3.3
(10) 工事中電力設備の保安責任者	工事中電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を確認する。	標仕 1.3.4
(11) 契約図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等を適切に行う。	契第 9 条 共仕 1-1-1-6
(12) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	ア 契約書第 18 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。 イ 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。	契第 18 条 共仕 1-1-1-3 標仕 1.1.8
(13) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料をもとに作成する。	契第 18 条 共仕 1-1-1-18
(14) 関連工事との調整	関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工についての調整を行い、必要事項を受注者に対し指示を行う。	契第 2 条 共仕 1-1-1-15 標仕 1.1.7

(15) 工程把握及び 工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契第 11 条 共仕 1-1-1-28
(16) 工期変更の事 前協議及びその 結果の通知	契約書の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	契第 23 条 共仕 1-1-1-19 標仕 1.1.10
(17) 工事の記録	受注者に対し、必要に応じて工事記録の提出又は提示を求め、内容を十分検討し確認する。	標仕 1.2.4
(18) 工事主管課長 等への報告		
1) 工事の中止及 び工期の延長 の検討及び報 告	ア 工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、工事主管課長等に報告する。 イ 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し工事主管課長等に報告する。	契第 20 条 共仕 1-1-1-17 標仕 1.1.9
2) 一般的な工事 目的物等の損 害の調査及び 報告	工事目的物の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、工事主管課長等に報告する。	契第 27 条
3) 第三者に及ぼ した損害の調 査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、工事主管課長等に報告する。	契第 28 条

<p>4) 不可抗力による損害の調査及び報告</p>	<p>ア 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を工事主管課長等に報告する。</p> <p>イ 損害額の負担請求内容を審査し、工事主管課長等に報告する。</p>	<p>契第 29 条 共仕 1-1-1-42</p>
<p>5) 部分使用の手続き及び報告</p>	<p>部分使用を行う場合、受注者の承諾を書面で得て、工事主管課長等に報告する。</p>	<p>契第 33 条 共仕 1-1-1-26</p>
<p>6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告</p>	<p>中間前金払の請求があった場合は、工事履行報告書及び工程表に基づいて要件を確認し、工事主管課長等に報告する。</p>	<p>契第 34 条</p>
<p>7) 部分払請求時の出来形確認及び報告</p>	<p>部分払いの請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照資料を作成し、工事主管課長等に報告する。</p>	<p>契第 37 条</p>
<p>8) 工事関係者に対する措置請求</p>	<p>ア 現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合は、その理由を明確にし、工事主管課長を経て措置請求を行う。</p> <p>イ 主任技術者（監理技術者）、専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、その理由を明確にし、工事主管課長を経て措置請求を行う。</p>	<p>契第 12 条 共仕 1-1-1-29</p>
<p>9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p>	<p>ア 契約書の規定に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、工事主管課長等に報告したうえで、契約解除の手続きを行う。</p> <p>イ 受注者から契約の解除の通知を受け</p>	<p>契第 45 条 契第 45 条の 2 契第 47 条</p>

<p>10) 事故等に対する措置</p>	<p>たときは、契約解除要件を確認し、工事主管課長等に報告する。</p> <p>ウ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査を行い、工事主管課長等に報告する。</p> <p>事故等が発生したときは、受注者に対してとるべき応急措置を指示するとともに、速やかに状況を調査し、工事主管課長等に報告する。</p>	<p>契第 47 条の 2</p> <p>契第 48 条</p> <p>共仕 1-1-1-33</p> <p>標仕 1.3.9</p>
<p>2. 施工状況の確認等</p> <p>(1) 事前調査等</p>	<p>以下の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>ア 工事基準点の指示</p> <p>イ 既設構造物の把握</p> <p>ウ 支給（貸与）品の確認</p> <p>エ 家屋調査内容の把握</p> <p>オ 受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>カ 工事用地等の把握</p> <p>キ その他必要な事項</p>	<p>共仕 1-1-1-41</p> <p>標仕 2.2.1</p> <p>契第 15 条</p> <p>共仕 1-1-1-20</p> <p>共仕 1-1-1-39</p> <p>契第 16 条</p> <p>共仕 1-1-1-7</p>
<p>(2) 指定材料の確認</p>	<p>設計図書において、監督職員の試験若しくは確認（検査を含む。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、確認又は監督職員による検査を行う。</p> <p>なお、受注者からの工事材料の検査、</p>	<p>契第 13 条</p> <p>契第 14 条</p> <p>共仕 2-1-2</p> <p>標仕 1.4.5</p>

<p>(3) 材料の品質等</p>	<p>立会い等の請求を受けた日から7日以内に応じる。</p> <p>設計図書に定める材料の見本から、材質、仕上げの程度、色合、柄等を承諾する。</p>	<p>標仕 1.4.2</p>
<p>(4) 工事施工の立会い</p>	<p>設計図書で監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工事において、受注者からの請求を受けた日から7日以内に、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p>	<p>契第 14 条 標仕 1.5.7</p>
<p>(5) 工事施工状況の確認（段階確認）</p>	<p>設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により確認を行う。</p>	<p>共仕 3-1-1-4</p>
<p>(6) 工事施工状況の把握</p>	<p>主要な工種について、適宜臨場等により把握を行う。</p>	
<p>(7) 一工程の施工の確認・検査</p>	<p>設計図書に定めた場合、一工程の施工が完了し受注者からの報告があった場合及び監督職員の指定した工程に達した場合は、監督職員による検査を行う。</p>	<p>標仕 1.5.4 標仕 1.5.5</p>
<p>(8) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p>	<p>建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	<p>共仕 1-1-1-22 標仕 1.3.11</p>
<p>(9) 改造請求及び</p>	<p>ア 工事の施工部分が設計図書に適合し</p>	<p>契第 17 条</p>

<p>破壊による確認</p>	<p>ない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改造の請求を行う。</p> <p>イ 契約書の規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して監督職員による検査を行う。</p>	
<p>(10) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し</p>	<p>ア 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>イ 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に相当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品の引渡し等の措置をとる。</p> <p>ウ 引き渡しの日から7日以内に受領書又は借用書を受領する。</p>	<p>契第 15 条 共仕 1-1-1-20</p>
<p>(11) 技能士</p>	<p>技能士を設計図書により定めた場合は、資格を証明する資料を受領する。</p>	<p>標仕 1.5.2</p>
<p>(12) 技能資格者</p>	<p>設計図書に定めた技量を有する者又はこれらと同等以上の能力がある者とし、資格又は能力を証明する資料を受領する。</p>	<p>標仕 1.5.3</p>
<p>3. 円滑な施工の確保</p>		
<p>(1) 地元対応</p>	<p>地元住民、施設管理者等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p>	

(2) 関係機関との協議、調整	工事に關して、関係機関との必要な協議・調整等における必要な措置を行う。	
4. その他		
(1) 現場発生品の処理	工事現場の発生品について、規格、数量等を確認し、現場発生品調書をもって引渡しを受ける。	共仕 1-1-1-21
(2) 臨機の措置	災害防止その他工事の施工上特に必要があるとき、受注者に対し臨機の措置を求める。	契第 26 条 共仕 1-1-1-45
(3) 文化財その他の埋蔵物	工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物の発見・報告を受けた場合は、適切な措置を行う。	共仕 1-1-1-35 標仕 1.1.12
(4) 事前検査の実施	受注者から工事完成届又は工事出来高届が提出されるまでに事前に監督職員による検査を行う。	
(5) 工事成績の評定	木津川市工事等検査規程による工事等成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。	規程第 14 条
(6) 工事完成検査等の立会い	工事の完成、部分払等の各段階における検査職員による検査の立会いを行う。	規程第 9 条

(備考)

関連図書は以下のとおりとする。

契・・・工事請負契約書（木津川市基準契約書 A）

共仕・・・土木工事共通仕様書（案）令和 6 年 4 月【京都府】

標仕・・・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 4 年版【国土交通省大臣官房官庁営繕部】

適化法・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）

規程・・・木津川市建設工事等検査規程（平成 19 年木津川市告示第 116 号）